

札幌市立厚別中学校 総合的な学習の時間

キャリア教育“みらくエ”講師人材バンク 規約

第1章 名称

第1条 この組織は、キャリア教育“みらくエ”講師人材バンクといい、事務局を札幌市立厚別中学校教務部内に置く

第2章 目的

第2条 「総合的な学習の時間」のキャリア教育“みらくエ”を行うにあたり、意義を十分理解し、生徒が心身ともに健全な成長を図り、未来への希望をもち生きていけるよう、中学校や他団体と協力していく講師を募集し、発展的な活動を行う

第3章 活動方針

第3条 次の方針により講師を募集し、活動する。

- (1) 生徒の成長や将来への希望をもたせることを第一とする
- (2) 厚別中学校のキャリア教育の意義を理解し、キャリア教育の発展に寄与する
- (3) 特定の政党や宗教には関係しない
- (4) 営利を目的とする行為は行わない
- (5) 目的に応じて、社会教育機関や、(一社)未来教育サポートと連携をする

第4章 講師規定

第4条 所属する講師は、次のように規定する。

(1) 資格

- ① 本校に在籍する生徒の保護者
- ② 本校の卒業生
- ③ 本校卒業生の保護者
- ④ 厚別中学校区に住む地域の方
- ⑤ その他（活動方針に賛同される方）

(2) 登録期間・活動時期

- ① 登録期間は、年度内3月末日とする。
- ② 活動時期は、7～2月とする。

第5条 講師の選任および任期は、次のとおりとする

- (1) 教務部において講師の中からその年度の講師を選任する
- (2) 講師の任期は、年度末までとする。
- (3) 講師に欠員が生じた場合は、教務部内で補充を検討する。

第5章 謝礼・報酬

第6条 この組織に参加する場合は、営利を目的とせず、無償での活動を前提とする

第6章 個人情報

第7条 講師の個人情報について、特に以下の場合については、別途相談し、許可を得るものとする

- (1)生徒への周知を目的とし、講師の紹介（職業や業種・名前等）を授業配付用のプリントに掲載する場合
- (2)講師が特定されるような写真や動画等を、保護者や地域への紹介や報告を目的として学校だよりやホームページにて掲載する場合
- (3)講師の紹介（職業や業種・名前等）を、保護者や地域への紹介や報告を目的として学校だよりやホームページにて掲載する場合

第7章 会議について

第8条 事前ミーティングおよび勉強会は、その年度の講師および本校教務部等で構成される。キャリア教育の意義や活動計画を確認したり、新たなアイデア等を共有する会とする

第9条 その他の会は、その都度必要に応じて開催する。

第8章 規約の改正

第10条 この規約は、厚別中学校管理職の承認を得て改正する。なお、規約改正にあたっては教務部が改正原案を作成する

第9章 会務先決

第11条 この規約に記載されていない問題が発生した場合、この会の規約にかかわらず、管理職が先決処理することができる。

第10章 補則

第12条 この規約は、令和6年4月1日より施行する